公正競争規約 公正競争規約施行規則

(目的)

第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、しょうゆ業における不当な景品類の提供の制限を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争秩序を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規約において「しょうゆ」とは、しょうゆ品質表示基準(平成16年農林水産省告示第1704号)第2条に規定する本醸造方式、混合醸造方式又は混合方式により製造されたものであって、それぞれ、次に掲げる基準に適合するものをいう。

(1) しょうゆ

次に掲げるもの(これらに砂糖類、アルコール等を 補助的に加えたものを含む。)をいう。

- ア 大豆(脱脂加工大豆を含む。以下この条において同じ。)若しくは大豆及び麦、米等の穀類(これに小麦グルテンを加えたものを含む。)を蒸煮又はその他の方法で処理して、こうじ菌を培養したもの(以下「しょうゆこうじ」という。)又はしょうゆこうじに米を蒸し、若しくは膨化したもの若しくはこれをこうじ菌により糖化したものを加えたものに食塩水低・発酵させ、及び熟成させたもろみを圧搾して得られた状態のままの液体をいう。以下同じ。)を加えたもの(以下「もろみ」という。)を発酵させ、及び熟成させて得られた清澄な液体調味料(製造工程においてセルラーゼ等の酵素(たん白分解酵素を除く。)を補助的に使用したものを含む。以下「本醸造方式によるもの」という。)
- イ もろみにアミノ酸液(大豆等の植物性たん白質を酸により処理したものをいう。以下同じ。)、酵素分解調味液(大豆等の植物性たん白質をたん白分解酵素により処理したものをいう。以下同じ。)又は発酵分解調味液(小麦グルテンを発酵させ、分解したものをいう。以下同じ。)を加えて発酵させ、及び熟成させて得られた清澄な液体調味料(以下「混合醸造方式によるもの」という。)
- ウ ア、イ若しくは生揚げ又はこのうち2つ以上を混合したものにアミノ酸液、酵素分解調味液若しくは発酵分解調味液又はこのうち2つ以上を混合したものを加えたもの(以下「混合方式によるもの」という。)
- (2) こいくちしょうゆ

しょうゆのうち、大豆にほぼ等量の麦を加えたもの 又はこれに米等の穀類を加えたものをしょうゆこうじ の原料とするものをいう。

(3) うすくちしょうゆ

しょうゆのうち、大豆にほぼ等量の麦を加えたもの 又はこれに米等の穀類若しくは小麦グルテンを加えた ものをしょうゆこうじの原料とし、かつ、もろみは米 を蒸し、若しくは膨化したもの又はこれをこうじ菌に より糖化したものを加えたもの又は加えないものを使 用するもので、製造工程において色沢の濃化を抑制し たものをいう。

公正競争規約

(4) たまりしょうゆ

しょうゆのうち、大豆若しくは大豆に少量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀類を加えたものをしょうゆこうじの原料とするものをいう。

(5) さいしこみしょうゆ

しょうゆのうち、大豆にほぼ等量の麦を加えたもの 又はこれに米等の穀類を加えたものをしょうゆこうじ の原料とし、かつ、もろみは食塩水の代わりに生揚げ を加えたものを使用するものをいう。

(6) しろしょうゆ

しょうゆのうち、少量の大豆に麦を加えたもの又は これに小麦グルテンを加えたものをしょうゆこうじの 原料とし、かつ、製造工程において色沢の濃化を強く 抑制したものをいう。

- 2 この規約で「事業者」とは、しょうゆを製造し、若しくは輸入して販売する事業を行う者又はしょうゆの製造を他に委託して自己の商標、氏名若しくは名称を表示して販売する事業を行う者をいう。
- 3 この規約で「大口の需要者」とは、しょうゆを業務の ために消費する者及び給食を行う学校、事業者その他こ れらに準ずるものをいう。
- 4 この規約で「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が自己の供給するしょうゆの取引に付随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であって、次に掲げるものをいう。ただし、正常な商慣習に照らして値引き又はアフターサービスと認められる経済上の利益及び正常な商慣習に照らしてしょうゆに付属すると認められる経済上の利益は、含まない
 - (1) 物品及び土地、建物その他の工作物
 - (2) 金銭、金券、預金証書、当せん金付証票及び公社債、 株券、商品券その他の有価証券
 - (3) きょう応(映画、演劇、スポーツ、旅行その他の催物等への招待又は優待を含む。)
 - (4) 便益、労務その他の役務

(景品類の解釈)

第1条 規約第2条第4項に規定する「景品類」の解釈等 については、「景品類等の指定の告示の運用基準につい て」(昭和52年公正取引委員会事務局長通達第7号)に よるものとする。

公正競争規約施行規則

(景品類の価額の算定)

- 第2条 規約第2条第4項に規定する「景品類」の価額の 算定については、次の方法によるものとする。
 - (1) 景品類の価額は、次による。
 - ア 景品類と同じものが市販されている場合は、景品 類の提供を受ける者が、それを通常購入するときの 価格による。
 - イ 景品類と同じものが市販されていない場合は、景品類を提供する者がそれを入手した価格、類似品の市価等を勘案して、景品類の提供を受ける者が、それを通常購入することとしたときの価格を算定し、その価格による。
 - (2) 海外旅行への招待又は優待を景品類として提供する場合の価額の算定も(1)によるが、具体的には次による。
 - ア その旅行が、あらかじめ旅行地、日数、宿泊施設、 観光サービス等を一定して旅行業者がパンフレット、チラシ等を用いて一般販売しているもの(以下「セット旅行」という。)である場合又はその旅行が セットではないが、それと同一内容のセット旅行が 他にある場合は、そのセット旅行の価格による。
 - イ その旅行がセット旅行ではなく、かつ、その旅行と 同一内容のセット旅行が他にない場合は、その旅行を 提供する者がそれを入手した価格、類似内容のセット 旅行の価格等を勘案して、景品類の提供を受ける者 が、それを通常購入することとしたときの価格を算定 し、その価格による。

(景品類提供の制限)

- 第3条 事業者は、一般消費者に対し、次に掲げる範囲を 超えて景品類を提供してはならない。
 - (1) 懸賞により提供する景品類にあっては、「懸賞による

(懸賞による景品類の提供の制限)

第3条 規約第3条第1項第1号及び同条第3項の規定の 運用等については、『「懸賞による景品類の提供に関する 事項の制限」の運用基準について』(昭和52年公正取引 委員会事務局長通達第4号)によるものとする。

2

公正競争規約

- 景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第3号)の範囲
- (2) 懸賞によらないで提供する景品類にあつては、「一般 消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限(昭 和52年公正取引委員会告示第5号)の範囲
- 2 見本又は試食品を提供する場合は、その旨を表示して 提供するものとする。
- 3 事業者は、しょうゆの販売を業とする者及び大口の需要者に対し、懸賞により景品類を提供する場合は、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第3号)の範囲を超えて景品類を提供してはならない。

(公正取引協議会)

- 第4条 この規約を適正かつ円滑に施行するため、醤油業中央公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。) を設置する。
- 2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者又は事業者の団体をもって構成する。
- 3 公正取引協議会は、次の事業を行う。
 - (1) この規約の内容を周知徹底させること。
 - (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
 - (3) この規約の規定に違反する疑いがある事実を調査すること。
 - (4) この規約の規定に違反する事業者に対し、措置を講ずること。
 - (5) 一般消費者からの苦情処理に関すること。
 - (6) 関係官庁との連絡に関すること。
 - (7) その他、この規約の施行に関すること。

(違反に対する調査)

- 第5条 公正取引協議会は、第3条の規定に違反する事実があると思料するときは、当該事業者から事情を聴取し、 関係者に対し必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他事実について必要な調査を行うことができる。
- 2 事業者は前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に 協力しなければならない。
- 3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力 しない事業者に対し、調査に協力すべき旨を文書をもつ て警告し、これに従わないときは、3 万円以下の違約金 を課すことができる。

(違反に対する措置)

- 第6条 公正取引協議会は、第3条の規定に違反する行為があると認めるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置をとるべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。
- 2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、又は必要があると認めるときは、公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 3 公正取引協議会は、前条第3項又は本条第1項若しく は第2項の規定による措置をしたときは、その旨を遅滞 なく、文書をもって公正取引委員会に報告するものとす る。

(違反に対する決定)

第7条 公正取引協議会は、第5条第3項又は前条第2項

公正競争規約施行規則

(懸賞によらない景品類の提供の制限)

第4条 規約第3条第1項第2号及び同条第2項の規定の 運用等については、『「一般消費者に対する景品類の提供 に関する事項の制限」の運用基準について』(昭和52年 公正取引委員会事務局長通達第6号)によるものとする。

公正競争規約 公正競争規約施行規則 の規定により違約金を課そうとする場合には、とるべき 措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当 該事業者に送付するものとする。 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から 10 日以 内に、公正取引協議会に対して文書によって異議の申立 てをすることができる。 3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合 は、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、こ れらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて 措置の決定を行うものとする。 4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の 申立てがなかった場合は、速やかに決定案の内容と同趣 旨の決定を行うものとする。 (規則の制定) 第8条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項 について規則を定めることができる。 2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事 前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。 附 則 この規約の変更は、しょうゆの表示に関する公正競争規 この施行規則の変更は、しょうゆの表示に関する公正競

争規約の施行の日から施行する。

約の施行の日から施行する。